

加古川市地域ケア会議設置運営要綱

平成 30 年 1 月 17 日
福 祉 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 48 に基づき、地域ケア会議の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 地域ケア会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 個別課題の検討、分析等による地域課題の把握に関すること。
- (2) 高齢者の実態把握及び課題解決のための地域ネットワークの構築に関すること。
- (3) 自立支援ケアマネジメント普及のための多職種協働による検討及び支援に関すること。
- (4) 地域課題解決のための地域資源の開発に関すること。
- (5) 地域課題解決のための施策の立案及び提言に関すること。
- (6) その他地域の実情に応じて必要と認められること。

(会議の構成)

第 3 条 地域ケア会議は、次の各会議により構成する。

- (1) 地域ケア個別会議
- (2) 地域ネットワーク会議
- (3) 自立支援マネジメント会議
- (4) 地域ケア検討会議
- (5) 地域包括ケア推進会議

(地域ケア個別会議)

第 4 条 地域ケア個別会議は、第 2 条第 1 号に規定する事項について、検討するものとする。

- 2 同会議は、当該高齢者に関わる関係者及び関わる可能性のある関係者などによって構成する。
- 3 同会議は、各地域包括支援センターが必要に応じて随時開催し運営する。

(地域ネットワーク会議)

第 5 条 地域ネットワーク会議は、第 2 条第 2 号に規定する事項について、検討するものとする。

- 2 同会議は、地域の関係者等によって構成する。
- 3 同会議は、各地域包括支援センターが必要に応じて随時開催し運営する。

(自立支援マネジメント会議)

第 6 条 自立支援マネジメント会議は、第 2 条第 3 号に規定する事項について、検討するものとする。

- 2 同会議は、自立支援に資するケアマネジメントに有効な専門職によって構成する。
- 3 同会議は、各地域包括支援センターが定期開催し運営する。

(地域ケア検討会議)

第 7 条 地域ケア検討会議は、第 3 条第 1 号から第 3 号の会議を分析し、地域包括ケア推進会議

につなげる。また、地域ケア会議の運営についての検討を行う。

2 同会議は、市と地域包括支援センターで構成し、市が必要に応じ開催する。

(地域包括ケア推進会議)

第8条 地域包括ケア推進会議は、第2条第4号及び第5号に規定する事項について協議する。

2 同会議は、地域ケア会議全体の運営を協議調整、推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築にかかる生活支援体制整備事業及び在宅医療・介護連携推進事業で検討された事項について協議する。

3 同会議は、各分野の団体等に推薦された者及び関係行政機関の職員により構成される。

4 同会議は、市が必要に応じて開催し運営する。

5 同会議で検討された事項について、関係機関等と情報共有を図り、市施策等への反映を図るものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、第3条第1号から第3号の会議は、各地域包括支援センターにおいて処理し、第3条第4号及び第5号の会議は、高齢者・地域福祉課において処理する。

(個人情報保護と守秘義務)

第10条 会議の出席者は、地域ケア会議で知り得た個人情報の保護に万全を期すとともにその知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域ケア会議の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年1月17日から施行する。